

第4章 ドイツ

1 概観

ドイツにおいては、第2次世界大戦後の西ドイツ(ドイツ連邦共和国)の経済復興のため、1950年代に非熟練労働者や準熟練労働者の国内需要が高まり、1955年から1973年にかけて二国間協定により外国人労働者を受け入れたが、1973年の石油ショックを契機に、原則、外国人労働者の受入れを停止した。しかしながら、短期滞在の外国人労働者については、法規命令^(注1)及び二国間協定により継続的に受け入れており、その対象となる職種も拡大されてきた。

外国人法制は、1965年の「外国人法」の制定、1990年の同法の全面改正を経て、2004年の「滞在法」の制定へと発展してきた。この間、EU統合の拡大とともに「滞在法」の対象となる「外国人」の範囲は縮小し、「EU自由移動法」の対象範囲が拡大している。域外国^(注2)からの移民の受入れについては、「滞在法」に規定されており、近年、特に移民の「社会統合政策」についての規定が拡充されている。

経済のグローバル化に伴い、人の移動・人口構成の変化が増加している現在、長期滞在の移民の動向は、ドイツ国内にも大きな影響を与えている。

ドイツにおける移民の社会統合政策は以下の3つの主要な原則によって実施されている。

- ・ドイツに合法的かつ恒久的に滞在する移民を成功裡に社会統合すること。
- ・ドイツの経済・統合政策の利益の観点で、ドイツへの移民を積極的かつ透明な方法で管理する必要性があること。
- ・安全保障の観点をおろそかにしないこと。

移民の社会統合政策のための基盤となるのは、ドイツ語の能力とドイツ市民としての基礎知識である。このため、ドイツ連邦政府、連邦各州、地方自治体及び市民社会の代表などが、よりよい社会統合のために広範な措置を講じる義務を負う「国家統合計画(Nationalen Integrationsplan:NIP)」による社会統合政策が実施されている。

移民がドイツの社会・経済活動へ同等に参入するためには、十分な教育を受けることに加えて、十分な職業訓練や能力・資格を前提とする雇用が必要となる。このため、ドイツ連邦労働・社会省(BMAS)は、移民の失業削減のための施策において、ドイツ市民、EU加盟国市民、EU非加盟国市民(ドイツに定住予定の者)間の格差をなくすことに力を注いでいる。^(注3)

2 外国人労働者に関する労働市場の動向^(注4)

(1) 人口

a 総人口および外国人人口(2008年12月31日現在)

ドイツの総人口に占める外国人人口の割合は、過去4年間8.8%で変動せず一定となっている。

- ・総人口 82,098,534人
- ・外国人人口 7,246,558人
- ・外国人人口の割合 8.8%

b 国籍別外国人人口(2008年12月31日現在)

ドイツの国籍別外国人人口及び外国人人口に占める割合は以下の通りとなっており、トルコ国籍の外国人が外国人人口の4分の1を占めている。

〈表1-16〉 国籍別外国人人口及び割合

国名	人数	割合 (人、%)
トルコ	1,688,370	25.1
イタリア	523,162	7.8
ポーランド	393,842	5.7
セルビア・モンテネグロ	352,045	5.2
ギリシア	287,187	4.3
クロアチア	233,056	3.3
EU加盟国(イタリア、ポーランド、ギリシアを除く)	1,157,262	17.2
その他	2,102,688	31.3

c EU加盟国及び域外国別外国人人口(2008年12月31日現在)

ドイツの外国人人口のEU加盟国及び域外国の人口及び外国人人口に占める割合は以下の通りとなっており、6割強が域外国の外国人となっている。

〈表1-17〉 EU加盟国及び域外国別外国人人口及び割合

	(人,%)	
	人数	割合
EU加盟国(EU-14)*1	1,683,110	24.3
EU加盟国(EU-10)*2	575,039	8.5
EU加盟国(EU-2)*3	148,310	2.2
域外国*4	4,366,159	65.0

*1 EU-14: オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシア、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、スペイン、イギリス

*2 EU-10: チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、スロバキア、マルタ、キプロス

*3 EU-2: ブルガリア、ルーマニア

*4 域外国: 欧州経済領域(EWR)及びスイスを除く国。

(資料出所: a,b,cのいずれもドイツ連邦移民・難民庁(BAMF)「Ausländerzahlen 2008」^(注5))

(2) 雇用

a 外国人労働力人口および総労働力人口に占める割合(2007年)

2007年における外国人労働力人口及び総労働力人口に占める割合は以下の通りとなっている。

- ・外国人労働力人口 3,874千人
- ・総労働力人口に占める割合 9.4%

(資料出所: OECD「International Migration Outlook 2009」^(注6))

Table A.2.3. Stocks of foreign labour force in selected OECD countries)

b 社会保険加入義務のある職に就く外国人(被用者)(2009年6月末)

2009年6月末の社会保険加入義務のある職に就く外国人(被用者)は、1,878,995人で対前年比1.2%の減少となっている。ドイツの被用者全体に占める割合は6.9%となっている。また、ドイツの東西別の外国人被用者は、西部ドイツ(7.9%)が東部ドイツ(除くベルリン:1%)の2.3%より高くなっている。

(a) 外国人被用者数及び被用者全体に占める割合(2009年6月末)

- ・外国人被用者数 1,878,995人 6.9%

(b) 東西ドイツ別(外国人被用者数及び被用者全体に占める割合)(2009年6月末)

- ・東部ドイツ 120,527人 2.3%
- ・西部ドイツ 1,758,468人 7.9%

(資料出所: ドイツ連邦雇用庁(BA)「Analyse des Arbeitsmarktes für Ausländer, Januar 2010」^(注7) 2.1 Tabelle, 2.2 Tabelle)

(3) 失業

a 外国人の登録失業者数^(注8)

2009年の外国人の月平均の登録失業者数は523,603人で、対前年比26,401人(5.3%)の増加となっており、ドイツ全体の登録失業者数に占める外国人の登録失業者数の割合は15.3%となっている。また、ドイツの東西別の外国人の月平均の登録失業者数は、西部ドイツは対前年比26,196人(6.2%)の増加となり、東部ドイツは対前年比205人(0.3%)の増加となっている。

〈表1-18〉 登録失業者数(外国人/ドイツ人)(2009年平均)

	(人,%)	
	外国人	ドイツ人
ドイツ全体	523,603人 (15.3%)	2,893,416人 (84.5%)
東部ドイツ	73,963人 (6.7%)	1,028,169人 (93.3%)
西部ドイツ	449,640人 (19.4%)	1,865,247人 (80.6%)

資料出所 ドイツ連邦雇用庁(BA)「Analyse des Arbeitsmarktes für Ausländer, Januar 2010」^(注9) 3.1 Tabelle, 3.2 Tabelle

b 外国人の失業率

2009年のドイツ全体の月平均の失業率は8.2%(対前年比0.3ポイント増加)、外国人の失業率は16.6%(対前年比0.8ポイント増加)、ドイツ人の失業率は7.5%(対前年比0.3ポイント増加)となっている。

また、ドイツの東西別の失業率は、①西部ドイツ: 全体は6.9%(対前年比0.5ポイント増加)、外国人は15.7%(対前年比0.9ポイント増加)、ドイツ人は6.1%(対前年比0.5ポイント増加)、②東部ドイツ: 全体は13.0%(対前年比0.2ポイント減少)、外国人は25.7%(対前年比0.2ポイント減少)、ドイツ人は12.5%(対前年比0.2ポイント減少)となっている。

〈表1-19〉失業率(全体/外国人/ドイツ人)(2009年平均)
(%)

区分	全体	外国人	ドイツ人
ドイツ全体	8.2	16.6	7.5
東部ドイツ	13.0	25.7	12.5
西部ドイツ	6.9	15.7	6.1

資料出所 ドイツ連邦雇用庁(BA)「Analyse des Arbeitsmarktes für Ausländer, Januar 2010」^(註10) 3.4 Tabelle, 3.5 Tabelle

(4) 産業別の外国人被用者数

2009年6月における産業別の外国人被用者数及び被用者全体に占める割合は以下の通りとなっており、宿泊・飲料サービス業が最も多く被用者全体の約2割を占めている。

〈表1-20〉産業別外国人被用者数及び被用者全体に占める割合(2009年6月)
(人,%)

産業	外国人被用者数 (人)	被用者全体に占める 外国人被用者の割合 (%)
農業、林業及び漁業	27,252	12.5
鉱業及び採石業	21,883	4.0
製造業	496,750	7.8
建設業	105,765	6.7
卸売・小売業・ 自動車修理業	241,707	6.0
運輸・保管業	119,356	8.5
宿泊・飲食サービス業	177,536	21.4
情報・通信業	44,330	5.4
金融・保険業	26,003	2.6
経済サービス業 (うち派遣労働者)	302,468 (64,430)	8.9 (12.1)
公務、国防	39,096	2.3
教育	56,352	5.3
保健衛生、福祉事業	142,320	4.2
その他のサービス業	77,812	7.2
分類不能	366	11.4
産業計	1,878,995	6.9

資料出所 ドイツ連邦雇用庁(BA)「Analyse des Arbeitsmarktes für Ausländer, Januar 2010」^(註11) 2.5 Tabelle

(5) 「滞在法 (AufenthG)」に基づく滞在資格の所有者数^(註12)

2008年12月31日現在の、「滞在法 (AufenthG)」に基づく「滞在許可」の所有者1,287,174人のうち、勉学、企業内職業訓練、実習を目的とする「滞在許可」を所有する者は141,236人、就労を目的とする「滞在許可」の所有者は86,736人となっている。また、「定住許可」を所有する者は1,121,280人となっている。

(資料出所：ドイツ連邦統計局 (Destatis) 「Foreign

population by immigration status at 31.12.2008」^(註13))

(6) 就労許可及び同意件数^(註14)

a 「滞在法 (AufenthG)」に基づき、ドイツ連邦雇用庁 (BA) が関与した就労許可及び同意件数は、2008年には78,845件となっており、そのうち同法第18条 (就労) によるものが28,893件、同法第39条 (外国人の就労への同意) によるものが43,296件となっている。

(資料出所：ドイツ連邦雇用庁 (BA) 「Arbeitsmarkt in Zahlen Arbeitsgenehmigungen und Zustimmungen 2008」^(註15) 第8表)

b 2008年における、「就労令 (BeschV)」に規定される主な職種の就労許可及び同意件数は以下の通りとなっている。

〈表1-21〉「就労令」に規定される職種(主なもの)
の就労許可及び同意件数(2008年)

「就労令 (BeschV)」に規定される職種(主なもの)	許可・同意件数 (2008年)
・オペア ^(註16) (第20条)	7,730
・芸術家及びアーティストの公演のアシスタント (第23条)	2,216
・外国料理のレストランで働く専門料理人 (第26条(2))	2,677
・外国の大学又は高等専門学校の卒業資格を有するIT専門技術者 (第27条(1))	3,906
・外国の大学又は高等専門学校の卒業資格を有し、公共の利益となる職に就く専門技術者 (第27条(2))	2,710
・ドイツの大学又は高等専門学校の卒業資格に見合った職に就く者 (第27条3)	5,935

資料出所 ドイツ連邦雇用庁(BA)「Arbeitsmarkt in Zahlen Arbeitsgenehmigungen und Zustimmungen 2008」^(註17) 第10表

3 受入施策の変遷^(註18)

(1) 二国間協定による外国人労働者受入の開始(1955年)

第2次世界大戦後の西ドイツ(ドイツ連邦共和国)の経済復興のために、1950年代に非熟練労働者や準熟練労働者の需要が高まったものの、国内供給では追いつかないため、1955年には最初の外国人労働者の募集を目的とする二国間協定 (Anwerbeabkommen zur Arbeitskräfteerkrutierung) がイタリアとの間に締結された。

その後、1960年には、スペイン、ギリシアとの間に外国人労働者募集を目的とする二国間協定が締結され

た。

1961年には、「ベルリンの壁(Eisernen Vorhangs)」が構築された結果、東ドイツから西ドイツへの移民労働者の流入が停止され、労働力不足が生じたために、西ドイツは、1961年にトルコとの外国人労働者募集に関する二国間協定を締結した。その後、さらに、モロッコ(1963年)、ポルトガル(1964年)、チュニジア(1965年)、ユーゴスラビア(1968年)との間に同様の二国間協定を締結した。

一方、東ドイツ(ドイツ民主共和国)は、1968年に、同じ共産圏のハンガリー、ポーランド、アルジェリア、キューバ、モザンビーク、ベトナムとの間に外国人労働者募集に関する二国間協定を締結した。

ドイツにおけるこれらの外国人労働者の募集は、当初、外国人労働者の滞在期間を限定して、期間が終了すれば、出身国に戻り、次の外国人労働者と交替することを意図していた(「ローテーションの原則(rotation principle)」。しかし、事業主側が、外国人労働者の労働経験を長く活用することを希望したことに加え、外国人労働者側がドイツをホームタウンとしてより良い収入を得たいとの思惑が合致したことから、結果的に多くの家族が呼び寄せられ、外国人の人口が増加した。^(注19)

(2) 外国人労働者の域外国からの募集を原則停止(1973年)

1970年代初頭の石油ショック及び経済減速による失業者増大を受けて、西ドイツは、1973年11月23日、ドイツ連邦内閣の政令により、域外国からの外国人労働者の受入れを原則停止した。これにより、再入国が出来なくなるため、定住志向が強まり、出生率が上昇し、外国人の割合は一定となった。ただし、短期滞在の外国人労働者については、法規命令及び二国間協定により継続的に受け入れており、その対象となる職種も拡大された。

(3) 外国人帰国支援法施行(1983年)^(注20)

1983年12月1日に、西ドイツにおける外国人労働者の帰国を促進するために、帰国支援、年金における被用者負担の速やかな返還、職業年金受給権の補償などを含む「外国人帰国支援法(Rückkehrhilfegesetz: RückHG)」が施行された。しかし、移民の構成員に大き

な変化は生じなかった。

(4) 移民の構成員の変化(1990年)

1989年11月9日の「ベルリンの壁(Eisernen Vorhangs)」崩壊後の1990年には、旧東側諸国(特にポーランド)からのドイツ民族に属する後期帰還移住者(Spätaussiedler)、戦争による庇護申請者(asylum seekers)、難民、季節労働者、特定職種の労働者(IT技術者、看護師等)等が増加したことにより、さらに移民が増加することとなった。

(5) 「移民に関する独立委員会」の設置(2000年9月)

2000年3月に、国内の情報通信分野における高度専門技術保有者(特にIT技術者)の不足を欧州経済領域(Europäischer Wirtschaftsraum: EWR)域外の高度専門技術資格を有する外国人労働者によって充足するために、当時のシュレーダー首相により時限的政令の「グリーンカード規定(Green-Card-Regelung)」の導入が提唱された。「グリーンカード規定」は、高度専門技術保有者(特にIT技術者)を最長5年間の滞在期間で欧州経済領域(EWR)外から受け入れる規定で、2000年8月1日から2005年1月1日の「移民法」施行までの間実施された。

これは、外国人労働者受入れの制限に例外を規定するもので、移民の受入れに関する新たな議論が開始される契機となり、2000年9月には、ドイツ連邦内務大臣(Otto Schily)の要請により、外国人及び移民に関する新しい政策のための現実的な解決策や提案を議論するための超党派の有識議員及び専門家からなる諮問委員会である「移民に関する独立委員会(Unabhängigen Kommission „Zuwanderung“)^(注21)」が設置された。

(6) 「移民法」の成立(2004年7月9日)及び施行(2005年1月1日)

2001年7月4日に、「移民に関する独立委員会」による最終報告がドイツ連邦内務大臣に提出された。これを受けて、2001年8月3日には、ドイツ連邦内務省による「移民法」の法律案がドイツ連邦議会に提出された。その後、長期間にわたる立法のプロセス及びドイツ市

民、ドイツ連邦政府、ドイツ州政府における集中議論を経て、「移民法(Zuwanderungsgesetz)」は2004年7月9日に成立し、2005年1月1日に施行された。これにより、「外国人法(AuslG)」^(註22)が廃止された。また、2005年3月には、「移民法」の施行に伴い、「滞在法(AufenthG)」及び関連改正法令(「庇護手続法」、「外国人登録簿法」、「国籍法(Staatsangehörigkeitgesetz: StAG)」)が施行され、「グリーンカード規定」は、「滞在法(AufenthG)」第19条に高度専門技術保有者の受入規定が盛り込まれたことに伴い廃止された。

なお、「移民法(Zuwanderungsgesetz)」のポイントは以下のとおり。

- a 「外国人法(AuslG)」の滞在許可(Aufenthaltserlaubnis)、滞在権(Aufenthaltsberechtigung)、滞在承認(Aufenthaltsbewilligung)及び滞在資格(Aufenthaltsbefugnis)^(註23)の4種類の区分を、期限に定めのある「滞在許可(Aufenthalterlaubnis)」及び期限に定めのない「定住許可(Niederlassungserlaubnis)」(滞在資格は目的に応じて区分)の2種類に整理。
- b 「滞在許可」と「就労許可」の手続を統一(ワンストップ・ガバメント)。
- c EU市民(Unionsbürgern)^(註24)に対する「滞在許可」を廃止。
- d 社会統合政策の推進。
- e 治安面の対策の強化。
- f 「外国人法」の廃止。
- g 時限的政令である「グリーンカード規定」の廃止。

(7) 「EU指令(滞在及び庇護関連)を実施するための法律」の施行(2007年8月28日)

「EU指令(滞在及び庇護関連)を実施するための法律: Gesetz zur Umsetzung aufenthaltsund asylrechtlicher Richtlinien der Europäischen Union」の施行に伴い、「滞在法(AufenthG)」、「EU加盟国市民の移住の自由に関する法律」、「庇護手続法」、「国籍法」及び他の関連法令が改正され、ほとんどドイツ語を話せない外国人には、「統合コース」への参加が義務付けられた。(詳細については、5(2)fを参照のこと。)

(8) 「労働移民活用法(Arbeitsmigrationssteuerungsgesetz)」の施行(2009年1月1日)

ドイツ連邦政府は、ドイツにおける高度専門技術を有する専門職人材の労働市場参入を強化して、国際競争舞台におけるドイツの位置付けを向上させることが必要であるとの認識の下、2008年7月16日に「ドイツ連邦政府行動計画—ドイツにおける専門職層基盤の確保に寄与する労働移民(Aktionsprogramm der Bundesregierung – Beitr. der Arbeitsmigration zur Sicherung der Fachkräftebasis in Deutschland)」を策定した。^(註25)

この行動計画の概要は以下のとおり。

- a 新規EU加盟国の大学卒業生に対して、優先権審査(Vorrangprüfung)^(註26)を廃止することにより、労働市場を開放すること。
- b 新規EU加盟国市民に対する移行措置を延期すること。^(註27)
- c 高度専門技術保有者の受入要件の年収の下限を低くすること。
- d 域外国の大学卒業生(但し、優先権審査(Vorrangprüfung)は継続)及びその家族に対して、労働市場を開放すること。
- e ドイツ国外のドイツ学校の卒業生に対して優先的にドイツの大学入学を許可すること。
- f ドイツの教育システムを受けた外国人若年者で滞在資格が保障されていない者の滞在資格を向上すること。
- g ドイツへ移住する者及び既に移住している者への基本的な条件をより魅力的にすること。

この行動計画を実施するために、「滞在法(AufenthG)」、「滞在令(AufenthV)」、「就労令(BeschV)」、「就労手続令(BeschVerfV)」及び「大学卒業生の労働市場参入令(Hochschulabsolventen-Zugangsverordnung)」の改正を行うための、「高度専門技術を保有する移民の労働市場適応化推進ならびに滞在に関する法律規定の更なる改定を行うための法律(Gesetz zur arbeitsmarktadäquaten Steuerung der Zuwanderung Hochqualifizierter und zur Änderung weiterer aufenthaltsrechtlicher Regelungen)(労働移民活用法: Arbeitsmigrationssteuerungsgesetz)」が制定され、同法は2009年1月1日

に施行された。

4 外国人労働者受入制度

(1) 現行制度の概要

2005年1月1日に施行されたドイツ連邦共和国「滞在法 (AufenthG)」に基づき、外国人に「滞在資格 (Aufenthaltsstitel)」を付与するにあたっては、従来実施されていた滞在及び就労に関する二重の許可手続きが、関連官庁内部の同意、承認手続きによって代替されることとなり、手続きの簡素化が図られた。

これを受け、ドイツにおいて就労を目的として滞在用する場合、原則として、「滞在法 (AufenthG)」第18条 (就労) に基づく「滞在許可」を取得することが求められることとなり^(註28)、「滞在許可」は、原則として、連邦雇用庁 (BA) がその就労に同意した場合に、滞在資格とともにドイツ連邦各州の外国人局 (Ausländerbehörde: ドイツ連邦内務省 (BMI) の下部機関) から付与されることとなった (「滞在法 (AufenthG)」第39条外国人が就労することへの同意)。なお、外国人局は、外国人が滞在用および就労に関する問い合わせを行う際の第一拠点となっている。

就労を承認する「滞在許可」の付与に際しての連邦雇用庁 (BA) の同意は、通常、当該外国人の就労場所が存在する地区を所轄する連邦雇用庁 (BA) が、労働市場に基づいて付与するものであり、同意に当たっては、連邦雇用庁 (BA) は、以下の事項を考慮することとされている (「就労手続令 (BeschVerfV)」第12条: 権限)。

- a 外国人の就業によって、労働市場や産業構造に不利な影響が生じない場合。
- b 具体的な求人 (konkretes Arbeitsplatzangebot) への応募者の中に、ドイツ人、EU加盟国市民、欧州経済領域 (Europäischer Wirtschaftsraum: EWR)^(註29) の市民、スイス市民、及び「ドイツにおいてあらゆる職種の就労が可能な外国人」^(註30) がいない場合 (優先権審査: Vorrangprüfung)。
- c 外国人が、同職種のドイツ人労働者と比較して不利な労働条件で雇用されない場合。なお、これを証明するに当たり、外国人を雇用する予定の事業主は、連邦雇用庁 (BA) に対して、その労働報酬、労働期間およびその他の労働条件について報告することが

義務付けられている (「滞在法 (AufenthG)」第39条 (2)-2)。

連邦雇用庁 (BA) は、就労の同意に当たっては諸条件 (同意の期限、就労の種類、就労先の事業主及び労働時間の実態と配分) を付与することができる。この諸条件は、外国人局が「滞在資格」における条件として引き継ぎ、転記しなければならない。なお、就労に対する同意は就労期間に対して与えられ、最長3年までとなっている (「就労手続令 (BeschVerfV)」第13条同意の制限)。また、就労の同意は、その付与の対象であった雇用関係の終了をもって失効する (「就労手続令 (BeschVerfV)」第14条 同意の失効)。なお、「ドイツにおいてあらゆる職種の就労が可能な外国人」については、「優先権審査 (Vorrangprüfung)」を要することなく連邦雇用庁 (BA) による同意が与えられる (「就労手続令 (BeschVerfV)」第9条第1項)。

また、「滞在許可」の他、無期限の滞在資格である「定住許可 (Niederlassungserlaubnis)」があるが、これは、外国人が、原則として過去5年間に亘り「滞在許可 (Aufenthaltslaubnis)」を所持し、生計維持が確保され、少なくとも60か月以上社会保険加入義務のある就労に従事し、ドイツ語の十分な知識を備え、家族と共に居住するのに十分な広さのある住宅を確保している場合に付与されるものである (「滞在法 (AufenthG)」第9条)。

(2) 根拠法令^(註31)

a 法体系

外国人に対する就労が承認された「滞在資格」の付与に関する決定に関する根拠法令は、以下のとおりである。

- (a) 「移民法 (Zuwanderungsgesetz): 移民を管理および制限し、かつEU加盟国市民および外国人に関する滞在用および統合を規定するための法律 (2004年7月30日付法律)」 (2005年1月1日施行、2009年1月1日最新改正法施行。ドイツ連邦内務省 (BMI) 所管)。

「滞在法 (Aufenthaltsgesetz)」、「EU市民の移住の自由に関する法律/EU自由移住法 (Gesetz über die allgemeine Freizügigkeit von Unionsbürgern :

Freizügigkeitsgesetz/EU - FreizügG/EU」及び既存の諸法律の改正法から構成される。

(b)「滞在法 (Aufenthaltsgesetz : AufenthG : ドイツ連邦国領域における外国人の滞在、就労及び統合に関する法律)」(2004年7月30日付法律)^(註32)(2005年1月1日施行、2009年1月1日最新改正法施行。ドイツ連邦内務省(BMI)所管。)

(a)に記載の通り、「移民法」を構成する法律の一つである。

(c)「就労令 (Beschäftigungsverordnung : BeschV : 就労目的で新たに入国する外国人の許可に関する命令)」(2004年11月22日付命令)^(註33)(2005年1月1日施行、2010年1月1日最新改正令施行。ドイツ連邦労働・社会省(BMAS)所管。)

(d)「就労手続令 (Beschäftigungsverfahrensverordnung : BeschVerfV : 外国人局の権限を規定するとともに、国内に居住する外国人が就労するための手続きを規定する命令)」(2004年11月22日付命令)^(註34)(2005年1月1日施行、2009年1月1日最新改正令施行。ドイツ連邦労働・社会省(BMAS)所管)

b 「滞在法 (AufenthG)」の適用対象となる外国人

「滞在法 (AufenthG)」の適用対象となる「外国人 (Ausländer)」とは、「基本法 (Grundgesetz : GG)」第116条第1項^(註35)が定める「ドイツ人 (Deutscher)」でない者のすべてを指す(「滞在法 (AufenthG)」第2条(1))。「外国人」のうち、EU全域内での自由移動を認める法律 (EU自由移住法 = Freizügigkeitsgesetz/EU : FreizügG/EU)の適用を受けるEU市民 (Unionsbürger)の法的地位 (Rechtsstellung)を有する者は適用対象とならない^(註36)(「滞在法 (AufenthG)」第1条(2))。また、外交上ないしは領事上の相互交流により、国家間互惠契約 (Gegenseitigkeit)の恩恵に浴している外国人も適用対象とならない(「滞在法 (AufenthG)」第1条(2)-3)。

(3) 受入分野

a 専門的・技術的分野

(a) 高度専門技術保有者 (「滞在法 (AufenthG)」第19条)

特別な専門知識のある学者、卓越した地位にある教育者又は科学者、一般年金保険 (allgemeine

Rentenversicherung)の拠出保険料算定上限額相当(年額66,000ユーロ：2010年1月1日改定)^(註37)の所得がある専門家や上級幹部については、滞在期間に定めのない「定住許可 (Niederlassungserlaubnis)」が発給される(「滞在法 (AufenthG)」第19条(2))。なお、当該「定住許可」の付与に際しては、連邦雇用庁 (BA)の同意 (Zustimmung)は不要である(「就労令 (BeschV)」第3条)。

また、当該外国人の家族の就労については、連邦雇用庁 (BA)の優先権審査 (Vorrangprüfung)は不要である(「就労手続令 (BeschVerfV)」第8条：高度人材の家族構成員)。

(b) 研究者 (「滞在法 (AufenthG)」第20条)

2000年3月に、リスボン欧州理事会 (The Lisbon European Council)において策定された「リスボン戦略 (Lisbon Strategy)」の中で、2010年までにEUを世界で最も有能で知識に依拠した経済地域 (knowledge-based economic area)とする目標を決定し、それに従い2005年にはEU指令^(註38)が策定された。

ドイツにおいては、当該EU指令を遵守するための規定が、2007年8月27日施行の改正「滞在法 (AufenthG)」に盛り込まれ、外国人研究者には、研究を目的とする「滞在許可」(滞在期間は少なくとも1年間)が発給されることとなった。なお、研究期間が短縮される場合は研究計画の実施期間相当の期間まで短縮される(「滞在法 (AufenthG)」第20条第4項)。

当該「滞在許可」により、外国人研究者は、外国人研究者と研究機関との間で締結された「受入協定 (Aufnahmevereinbarung)」に明示されている研究計画 (Forschungsvorhaben)を推進するために、就労に従事し、且つ教育に携わる権能 (Berechtigung)が付与される。なお、滞在中に研究計画に何らかの変更が加えられることがあっても、これらの権能が失われることはない(「滞在法 (AufenthG)」第20条第5項)。

当該外国人研究者が、当該EU指令に基づく研究に従事するためにドイツ以外のEU加盟国の滞在資格を保有している場合は、12か月中最大で3か月間にわたり、ドイツにおける滞在資格の付与を受けていなくても就労することができる(「滞在法 (AufenthG)」第20条

第6項)。

また、当該外国人の家族の就労については、連邦雇用庁(BA)の優先権審査(Vorrangprüfung)は不要となっている(「就労手続令(BeschVerfV)」第8条:高度人材の家族構成員)。

(c) 自営業者(「滞在法(AufenthG)」第21条)

25万ユーロ以上の投資かつ最低5人の雇用を創出する自営業者には、「滞在許可(Aufenthalterlaubnis)」(最長3年間までの期限付きの滞在期間)が発給される。3年経過後には、滞在期間に定めのない「定住許可(Niederlassungserlaubnis)」が付与される。

b 非熟練分野

連邦雇用庁(BA)は、非熟練分野(職業資格を得るのに2年以上の専門的職業訓練(qualifizierte Berufsbildung)を必要としない)の以下の就労へ同意することができる(「就労令(BeschV)」第2章第17条)。

(a) 季節労働者(Saisonbeschäftigungen)

1日平均6時間以上、1週間当たり最低30時間以上で、暦年中に合計6か月以内の季節労働を行う外国人労働者が対象となる。ただし当該外国人労働者が、連邦雇用庁(BA)と出身国の公共職業サービス機関との間の取り決め(Absprache)に基づき、連邦雇用庁(BA)により就労を仲介された場合が対象となる。

この取り決めによる就労の仲介は、農業および林業、ホテルおよびレストラン産業、果物および野菜加工業ならびに製材工場に制限されている。

現在、この取り決めは、ブルガリア、クロアチア、ポーランド、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、ルーマニア及びチェコとの間に存在する。

なお、1企業あたりの季節労働者を雇用することが出来る期間については、企業の暦年の8か月間に制限されている。ただし、この就労期間の制限は、果物、野菜、ブドウ、ホップおよびタバコの栽培企業には適用されない(「就労令(BeschV)」第18条)。

(b) 興行師のアシスタント(Schaustellergehilfen)

暦年中に合計9か月以内、興行師のアシスタントとし

て就労する外国人労働者。連邦雇用庁(BA)と出身国の公共職業サービス機関との間の取り決め(Absprache)に基づき、連邦雇用庁(BA)により就労を仲介された場合が対象となる。現在、この取り決めは、ブルガリア、クロアチア、ポーランド、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、ルーマニア及びチェコとの間に存在する(「就労令(BeschV)」第19条)。

(c) オペア(Au-pair-Beschäftigung)^(注39)

18歳以上25歳未満のドイツ語の基礎知識を備えたオペア(Au-pair)が、ドイツ語を母国語として話すホストファミリーにおいて1年以内の期間で家事手伝い(主に子どもの世話)の就労を行う場合(「就労令(BeschV)」第20条)。

(d) 要介護者のいる世帯での家事労働者(Haushaltshilfen)

要介護者(pflegebedürftigen Personen:「社会法典第11編(SGB XI)」に規定)のいる世帯で、3年以内の期間で社会保険加入義務のあるフルタイム労働者として家事労働を行う場合。連邦雇用庁(BA)と出身国の公共職業サービス機関との間の取り決め(Absprache)に基づき、連邦雇用庁(BA)により就労を仲介された場合が対象となる。

現在、この取り決めは、ブルガリア、ルーマニア、スロベニア、ハンガリー、ポーランド、スロバキア及びチェコ(以上新規EU加盟国)との間にのみ存在している(「就労令(BeschV)」第21条)。

c 熟練分野

連邦雇用庁(BA)は、熟練分野(職業資格を得るのに2年以上の専門的職業訓練(qualifizierte Berufsbildung)を必要とするもの)の以下の就労へ同意することができる(「就労令(BeschV)」第3章第25条)^(注40)。

(a) 外国料理のレストランの専門料理人

外国料理のレストランで専門料理人として就労する外国人には、4年間の「滞在許可」が付与される(「就労令(BeschV)」第26条第2項)。

なお、本項目にかかる「滞在許可」の更新について、

現行の「滞在許可」が失効し、当該外国人が出国した後、3年を経過しなければならない(「就労令(BeschV)」第26条第3項)。

(b) 大学卒業資格を有する外国人

大学卒業資格を有する外国人にはその資格に見合った就労を目的とする「滞在許可」が付与される。

また、当該外国人の家族の就労については、連邦雇用庁(BA)の優先権審査(Vorrangprüfung)は不要となっている(「就労手続令(BeschVerfV)」第8条:高度人材の家族構成員)。

ア 外国の大学及び高等専門学校の卒業資格を有する外国人

2009年1月1日より、外国の大学及び高等専門学校の卒業資格を有する外国人には、その資格に見合った職業に就くことが可能となった。なお、従前は、特定の職種(例:IT技術者)の就労が認められているのみであった。

連邦雇用庁(BA)による同意に際しては、優先権審査(Vorrangprüfung)及びドイツ人労働者と比較して不利な労働条件でないことが要件とされている(「就労令(BeschV)」第27条(1)及び(2))。

イ ドイツの大学及び高等専門学校の卒業資格を有する外国人

ドイツの大学及び高等専門学校の卒業資格を有する外国人には、その資格に見合った職業に就くための「滞在許可」が付与される。

連邦雇用庁(BA)による同意が必要であるが、同意に際しては、優先権審査(Vorrangprüfung)は不要とされ、ドイツ人労働者と比較して不利な労働条件でないことが要件とされている(「就労令(BeschV)」第27条(3))。^(注41)

ウ ドイツ国外にあるドイツ学校の卒業生

ドイツ国外にあるドイツ学校の卒業生で、ドイツの大学又は高等専門学校の卒業資格を有する者又は外国の大学の卒業資格を有する者は、その資格に見合った職業に就くことができる。また、ドイツ国外にあるドイ

ツ学校の卒業生で、ドイツにおいて企業内職業教育訓練(3年間)を修了した者も、その資格に見合った職業に就くことができる。連邦雇用庁(BA)によるこれらの者の就労の同意に際しては、優先権審査(Vorrangprüfung)は不要とされ、ドイツ人労働者と比較して不利な労働条件でないことが要件とされている(「就労令(BeschV)」第27条(4))。

(c) 企業の幹部職員及び専門技術労働者

ドイツにおいて、以下の者には、就労を目的とする「滞在許可」が付与される。連邦雇用庁(BA)による同意に際しては、優先権審査(Vorrangprüfung)は必要としない。

- ① 所在地がドイツにある企業における幹部職員及び専門技術労働者(「就労令(BeschV)」第28条第1項)
- ② ドイツと外国の合弁企業の幹部職員(「就労令(BeschV)」第28条第2項)

なお、当該外国人の家族の就労については、連邦雇用庁(BA)の優先権審査(Vorrangprüfung)は不要となっている(「就労手続令(BeschVerfV)」第8条:高度人材の家族構成員)。

d 勉学、職業教育訓練、実習を目的とする滞在

(a) 外国人留学生^(注42)

ドイツにおける公立大学(staatliche Hochschule)、公的認定を受けた大学(staatlich anerkannte Hochschule)、もしくはこれらと同等レベルの教育機関において入学が許可された外国人留学生に対しては、その目的のための「滞在許可」が付与される。勉学を目的とする滞在には、その準備段階ともいべき語学講座(Sprachkurse)への参加、及び学友の訪問も含まれる(勉学準備諸対策:studienvorbereitende Maßnahmen)。

勉学を目的とする「滞在許可」の発給は、当該外国人が教育機関(Ausbildungseinrichtung)から入学許可を取得済みの場合に限り認められる(なお、この場合の入学許可は条件付きの許可であっても差し支えない。)(「滞在法(AufenthG)」第16条(1))。

外国人留学生の就労については、年間合計90日間(全日就労)又は180日間(半日就労)まで認められて

いるが、上記の勉強準備諸対策期間中の就労は認められていない。また、大学機関の学生助手として就労する場合には年間合計90日間を超えて就労することができる(「滞在法(AufenthG)」第16条(3))。

(b) 外国人大学卒業生 (Akademiker)

ドイツの大学及び高等専門学校での学業を修了した外国人大学卒業生 (Akademiker) に対しては、その取得資格に見合う職に就くための求職活動を行うために、卒業後最長1年間の「滞在許可」の有効期間が延長される。これは、ドイツにおける高等教育を受けた者が、ドイツ国内市場で必要とされるにも関わらず、他の先進工業国へ流出するのを防止することを意図している(「滞在法(AufenthG)」第16条(4))。

これらの卒業生(Akademiker)が「滞在法(AufenthG)」第18条の就労を目的とする「滞在許可」を取得する場合には、連邦雇用庁(BA)による同意が必要となる。同意に際しては、優先権審査(Vorrangprüfung)は不要とされ、ドイツ人労働者と比較して不利な労働条件でないことが要件とされている。^(注43)

(c) 外国人職業訓練生

ドイツにおいて企業内職業教育訓練(Ausbildung)及び継続職業訓練(Weiterbildung)を受ける外国人に対しては、「滞在許可」が付与される。なお、職業分野には特段の制限はない(「滞在法(AufenthG)」第17条)。

2009年1月1日より、ドイツ国外にあるドイツ学校の卒業生(Absolventen deutscher Auslandsschulen)については、連邦雇用庁(BA)の同意なしで、「滞在法(AufenthG)」第17条に規定される企業内職業教育訓練(3年間)を受けることを目的とする「滞在許可」を付与されることが可能となった(「就労令(BeschV)」第2条(1))。

(d) 外国人実習生

ドイツにおいて、以下の実習(Praktika)を受けるための就労については、「滞在許可」が付与される。なお、この場合には、連邦雇用庁(BA)の同意は不要である(「就労令(BeschV)」第2条(2))。

① 大学又はこれと同等レベルの教育機関における勉強を目的としてドイツに滞在する外国人が、その教育課程により必修科目として規定される実習。

② EUにより資金援助されたプログラムの枠内における実習。

③ 連邦雇用庁(BA)との合意の上の各種連盟および公共的かつ合法的な組織または学生組織による、国際的交流プログラムの枠内での1年以下の実習。(※中央労働仲介所(ZAV)が斡旋する。)

④ ドイツ連邦政府またはEUから奨学金を受けている専門技術労働者および管理職が公的機関において受ける実習。

(e) 外国人学生のインターンシップ^(注44)

外国の大学又は高等専門学校の全日制コースに在籍する外国人学生が、その専攻において履修した理論を実際の職場で活かすことができる就業体験(インターンシップ)をドイツにおいて行う場合には、就労を認める「滞在許可」が付与される。なお、この場合には、連邦雇用庁(BA)の同意は不要である。(中央労働仲介所(ZAV)がインターンシップ先を斡旋する。)

対象となる外国人学生は、18歳以上、在籍期間が2年以上。専攻分野は、原則自由であるが、ドイツ政府としては、エンジニアリング、コンピュータ科学、企業経営、観光業が望ましいとしている。インターンシップの期間は最大で12か月間で、その期間を分割することもできる(「就労令(BeschV)」第2条(3))。

e 難民等

国際法上または人道上の理由、あるいは政治的理由に基づいて発給された「滞在許可」の場合は、受入分野の制限をせずに、就労が認められている(「滞在法(AufenthG)」第22条:外国からの受入)。

(4) 許可要件(審査基準)

a 専門的・技術的分野

(a) 高度専門技術保有者(「滞在法(AufenthG)」第19条)

高度専門技術を保有する外国人に対して、以下の各要件を満たす場合には、外国人局より「定住許可(Niederlassungserlaubnis)」が付与される。